

魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 令和元年5月7日（火）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第1会議室

議 事

- 第 1 議案 第 7 号 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 8 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 9 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 10 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 5 議案 第 11 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について
- 第 6 議案 第 12 号 魚津市農業委員会「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の策定について
- 第 7 議案 第 13 号 魚津市農業委員会「平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 令和元年5月7日(火)
 2. 総会の場所 魚津市役所第1会議室
 3. 農業委員の定数 14名
 4. 総会に出席した農業委員の数 13名
 - 2番 谷越 彦茂
 - 3番 沖本 喜久雄
 - 4番 野崎 努
 - 5番 小坂 芳夫
 - 6番 谷口 敬蔵
 - 7番 石坂 誠一
 - 8番 中山 修
 - 9番 徳本 久邦
 - 10番 原 武雄
 - 11番 関口 たず子
 - 12番 中田 登與志
 - 13番 中島 悦子
 - 14番 杉山 篤勇
 5. 総会に欠席した農業委員の数 1名
 - 1番 北田 直喜
 6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 4名
 - 上野方地区 本田 新一
 - 下野方地区 稲盛 保雄
 - 加積地区 畠山 勇
 - 西布施地区 谷崎 雅彦
 7. 議事録署名委員
 - 9番 徳本 久邦
 - 10番 原 武雄
 8. 総会に出席した職員
 - 事務局長 浦田 誠
 - 庶務係長 五十嵐 孝
 - 主査 杉本 ゆき子
 - 主事 井口 健太郎
 - 主事 横田 悠介
-

【開 会：午後1時30分】

杉山会長： それではただ今から令和元年度5月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中13名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、9番徳本委員、10番原委員にお願いいたします。

議案第7号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

横田主事： 議案第7号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明いたします。

2ページ目をご覧ください。

今月の申請は3件です。上野方地区1件、下野方地区1件、西布施地区1件で、合計面積が2,832㎡であります。

それでは次のページをご覧ください。今月の総括表です。読み上げてご説明いたします。

【議案第7号 議案書をもとに朗読】

今回の申請は、いずれも農地法による各要件を満たしていることから、所有権移転による農地取得について特に問題ないと思われま
す。また、本日欠席されている担当地区委員の北田委員よりも問題
なしとの報告を受けております。事務局からの説明は以上です。

杉山会長： ただいま事務局からの説明が終わりました。
それでは担当地区委員からの説明をお願いします。

谷口委員： 事務局の説明のとおりです。問題ないと思います。

谷越委員： この案件については、〇〇が栽培するワイン用ぶどうの団地の一
角になります。地権者においては県外に在住で耕作できないため、
土地を渡したいということでした。特に問題ないと思います。

杉山会長： ただいまそれぞれの地区委員からの説明が終わりましたが、何か
ご意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは許可決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第7号は許可決定いたします。
議案第8号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する
意見決定について、事務局より説明を求めます。

井口主事： 議案第8号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意
見決定についてご説明いたします。

7ページ目の説明概要をご覧ください。

今月の4条申請は1件です。地区別の内訳は加積地区の1件で、
面積が961㎡です。それでは8ページ目の総括表を読み上げてご説
明いたします。

【議案第8号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であり、すべての許可要件を満たしていると考えます。

杉山会長： ただいま事務局からの説明が終わりました。
それでは担当地区委員からの説明をお願いします。

小坂委員： 共同住宅ということで事務局から説明がありましたが、何ら問題無いと思います。

杉山会長： 4条についてそれぞれの立場から説明がありましたが、委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

杉山会長： 無いようでしたら、意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第8号は意見決定いたします。
議案第9号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

井口主事： 議案第9号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。10ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は2件ございました。

転用別内訳は表のとおりで、地区別の内訳は天神地区が2件となっております。合計面積は2,111㎡です。それでは11ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

【議案第9号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

杉山会長： それでは担当確認委員の説明をお願いします。

中山委員： この案件は違反転用ということで農地パトロールでも見ていた物件です。今回直されるということで問題ないと思います。

杉山会長： 5条について事務局並びに確認委員から説明がありましたが、委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

杉山会長： 無いようでしたら、意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第9号は意見決定いたします。

議案第10号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

杉本主査： 議案第10号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について説明いたします。魚津市長より平成31年4月26日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。13ページが総括表、14ページからが一覧表になります。

今月の案件は、1議案40件で、農業者間で直接利用権設定を行う相対が1件、農協を通じて利用権設定を行う転貸が36件、富山県農林水産公社の転貸が3件であります。新規と再設定の内訳は、新規が15件28筆56,847㎡、再設定は25件103筆165,805㎡です。全て合わせると40件131筆222,652㎡です。受付番号210から230は先月も説明いたしました通り、〇〇さんは△△さんの息子さんであり経営を移譲されるとのことで、息子さんで権利設定を行うとのことでした。

以上の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

杉山会長： ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

杉山会長： 無いようでしたら、決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第10号は決定いたします。

議案第11号魚津市農業委員会「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の策定について、事務局より説明を求めます。

五十嵐係長： 議案第11号魚津市農業委員会「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の策定について説明いたします。

【議案第11号 議案書をもとに朗読】

議案第12号魚津市農業委員会「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定についても関連がありますので、説明いたします。

【議案第12号 議案書をもとに朗読】

杉山会長： ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

石坂委員： 農家の高齢化が目立ち、担い手がない中で農地の集積を進めるのは難しいのではないかと。

五十嵐係長： 今後見直しをはかる人・農地プランでは地区の10年後を見据えて農業を考えていくことにしており、その中で議論を進めていければと思います。また、集積率は地区によって差があります。

野崎委員： 人・農地プランを見直すにも地区の範囲が広く大変だが。

五十嵐係長： 見直しを図る人・農地プランは集落ごとに作ります。

野崎委員： 個人農家の方に補助金はあるのですか。今は機械が高いから採算が合わない。

沖本委員： 市単独の補助はないのですか。

五十嵐係長： 今年度から農地を集積したら1反当たり1万円の補助がついてきます。

杉山会長： 他に何かご意見がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

杉山会長： 無いようでしたら、これで決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： これでは議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

五十嵐係長： (非農地通知 (平成31年4月分) について)

杉本主査： (魚津市農業委員親交会収支報告について)

杉山会長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後3時10分】

以上、会議の次第を述べるとともに相違無いことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

【別添】
農地法第3条調査書

議案第7号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 横田 悠介
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請地は現在遊休農地となっている。申請地の隣接農地は、譲受人の自作地でサトイモを耕作している。申請地の所有権移転後は、隣接地と合わせてサトイモを耕作する。本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられる。 なお、4月24日、中山委員と事務局井口、横田が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】
農地法第3条調査書

議案第7号 受付番号2番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 横田 悠介
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・本案件は生前贈与であり、権利移転後も、農作業の実態は今までと変わらずに親子で水稻を耕作する。本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられる。 なお、4月24日、中山委員と事務局井口、横田が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】
農地法第3条調査書

議案第7号 受付番号3番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 横田 悠介
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、権利移転後に下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・申請地周辺ではぶどうの栽培が行われており、申請地も所有権移転後はぶどうの栽培に利用される。本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられる。 なお、4月24日、中山委員と事務局井口、横田が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

【別添】
農地法第4条調査書

議案第8号 受付番号1番

申請者		作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、都市計画法上の用途地域内（近隣商業地域及び第二種中高層住居専用地域）に位置していることから、農地区分は第3種農地と判断し、転用許可基準は原則許可となります。	
転用目的	申請地は魚津駅や市役所の近くに位置し、住宅需要が十分見込める地域であり、共同住宅として利用されます。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額借入金でまかなう計画であり、融資可能証明書が添付されており、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事を行う計画です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、共同住宅敷地のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は共同住宅として利用する目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁が設けてあり、近隣に被害の及ばぬように十分配慮されています。生活排水は公共下水道を利用し、雨水排水については、申請地にそれぞれ接する県道沿にある既存側溝へ放流します。今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】
農地法第5条調査書

議案第9号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね 11ha の一団の農地の区域内にある、第1種農地と判断します。 転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	申請者の譲受人は園芸関係の事業を営んでおり、石材置場として利用します。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら無断転用していましたが、その旨を反省した始末書を添付されています。また、必要な資金については、全て自己資金でまかなう計画で、通帳の写しが添付されており、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、違反転用であるため既に造成済みです。また、許可後すぐに改修工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、石材置場として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は石材置場が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	近隣の農地などに被害の及ばぬように充分配慮されており、雨水排水は、農道側溝へ放流する計画です。 隣接する耕作者は無く、周囲への影響は問題ないと考えます。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】
農地法第5条調査書

議案第9号 受付番号2番
(使用貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね 11ha の一団の農地の区域内にある、第1種農地と判断します。 転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	申請者は園芸関係の事業を営んでおり、事業用倉庫及び石材置場として利用します。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら無断転用していましたが、その旨を反省した始末書を添付されています。また、必要な資金については、全て自己資金でまかなう計画で、通帳の写しが添付されており、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、違反転用であるため既に造成済みです。また、許可後すぐに改修工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、事業用倉庫及び石材置場として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は事業用倉庫及び石材置場が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	近隣の農地などに被害の及ばぬように充分配慮されており、雨水排水は、隣接する農道側溝へ放流する計画です。 隣接農地の耕作者の同意を得ており、周囲への影響は問題ないと考えます。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		